

新型コロナウイルス感染拡大にかかる富山県緊急事態措置（令和2年5月5日変更）

令和2年4月17日より実施している標記について、5月4日に国が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置を実施すべき期間を延長したことを受け、次のとおり緊急事態措置を実施する期間等を改める。

なお、再度感染の拡大傾向が認められる場合等には、必要に応じて緊急事態措置を見直すものとする。

1 措置を実施する期間

令和2年4月17日（金）から5月31日（日）まで

2 区域

富山県全域

3 実施する措置の内容

(1) 外出の自粛

- 曜日や昼夜を問わず、県内外への不要不急の外出・往来は控えていただきたい。
- 帰省や旅行など、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛いただきたい。
- カラオケ・ライブハウス、バー・ナイトクラブなどの繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りは厳に自粛していただきたい。
- 外出する場合には、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保など基本的な感染症対策を継続するなど、感染拡大を予防する新しい生活様式を徹底していただきたい。

(2) 催物（イベント等）の開催制限

- クラスタが発生するおそれがある催物（イベント等）や「3つの密」のある集まりについては、開催を自粛いただきたい。
- 感染防止策を講じた上での比較的少人数（参加する人数が最大でも50名程度）のイベント等については、以下の条件を満たすこととし、リスクの態様に応じて適切に対応いただきたい。
 - ① 3つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
 - ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
 - ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

(3) 施設の使用停止の要請等（別紙参照）（実施期間：5月7日～5月31日）

- 特措法第24条第9項等に基づき、別紙1の施設管理者等に対し、施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請する。（＝休業要請）

- 別紙2に記載の施設は、「入場者の制限や誘導」、「手指の消毒設備の設置」、「マスクの着用」等を含め、「3つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどの基本的な感染防止対策の徹底を依頼したうえで、休業などの協力依頼の対象外とする。（ただし、①のうち、床面積の合計が100㎡超～1,000㎡以下の施設については、基本的な感染防止の取組みを準備し、実施することを前提に、5月11日から休業などの協力依頼の対象外とする。）
- 特定の施設等において、人が集中するおそれがあるときは、入場者の制限等、適切な対応を依頼する。

（4）職場への出勤等

- 各企業等においては、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、時差出勤、テレビ会議の活用などに加えて、職場においては、感染防止のための取組み（手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保（最低1m、できるだけ2m）、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や、「3つの密」を避ける行動を徹底していただきたい。
- 人が密集しやすいスーパー・ショッピングセンターなどの店舗や職場などにおいて、人と人との距離を開け、接触機会を減らす配慮を最大限講じていただきたい。

（5）その他の協力要請

- 新型コロナウイルス感染症問題に起因するストレスなどが高まらないよう、感染防止対策に留意したうえで屋外の公園等に出かけるなど、心身の健康に留意するとともに、問題がある場合には、心の健康センター等に相談していただきたい。
- 出所不明な不確かな情報などに惑わされることなく、国や県、各市町村が報道機関やSNSなどを通して発出する正しい情報を基本として、「正しく理解し、正しく恐れる」ことを旨として、冷静に対応していただきたい。
- 患者・感染者や対策に携わっている医療従事者の方々及びそのご家族の方々などに対しては、人権に配慮して、差別や偏見を持たずに、また、風評被害を受けることのないように温かく見守り応援していただきたい。